

# JIS

## 規格におけるアクセシビリティ配慮 のための指針

JIS Z 8071 : 2017  
(ISO/IEC Guide 71 : 2014)

平成 29 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	鎌田 実	東京大学
(委員)	荒木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井上 剛 伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長田 信 一	公益財団法人テクノエイド協会
	倉片 憲 治	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	越野 滋 夫	公益社団法人日本包装技術協会
	鷺坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	中川 昭 夫	神戸学院大学
	二瓶 美 里	東京大学
	根村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	畠中 順 子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平野 澄 子	主婦連合会
	藤本 浩 志	早稲田大学
	三浦 晃 史	公益社団法人日本介護福祉士会
	宮田 恵 子	一般財団法人日本消費者協会
	森川 美 和	公益財団法人共用品推進機構
	山際 淳	日本生活協同組合連合会
	山澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会
	山本 澄 子	国際医療福祉大学
	渡邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.6.20 改正：平成 29.1.20

官 報 公 示：平成 29.1.20

原案作成協力者：公益財団法人共用品推進機構

(〒101-0064 東京都千代田区猿樂町 2-5-4 OGA ビル TEL 03-5280-0020)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 鎌田 実)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
1A 引用規格	3
2 用語及び定義	3
3 アクセシビリティ	6
3.1 一般	6
3.2 アクセシビリティ及び規格	6
4 規格作成プロセスにおけるアクセシビリティ	7
4.1 一般	7
4.2 標準化機関による配慮点	7
4.3 規格作成に関連する配慮点	8
5 この規格の適用方法	10
5.1 規格においてアクセシビリティに配慮するための二つのアプローチ	10
5.2 他の情報源	11
5.3 アクセシビリティを適切に配慮しているかの検証及び確認	12
6 アクセシビリティ到達目標	12
6.1 一般	12
6.2 目標	14
7 人間の能力及び特性	23
7.1 一般	23
7.2 感覚能力及び特性	23
7.3 免疫系の機能	27
7.4 身体的能力及び特性	28
7.5 認知能力	32
8 規格でユーザーアクセシビリティニーズ及び設計配慮点を考慮するための方策	34
8.1 一般	34
8.2 ユーザーアクセシビリティニーズ及び設計配慮点に基づく要求事項及び推奨事項の作成	35
附属書 A (参考) アクセシビリティを支援する世界的傾向	40
附属書 B (参考) 専門用語の情報源としての国際生活機能分類 (ICF)	42
附属書 C (参考) アクセシビリティ到達目標を達成するために考慮する課題	44
参考文献	48
解 説	50

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Z 8071:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針

## Guide for addressing accessibility in standards

### 序文

この規格は、2014年に第2版として発行されたISO/IEC Guide 71を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、人々が利用するあらゆる種類のシステム（製品、サービス及び建築環境）に直接的又は間接的に関わる規格において、規格作成者（原案作成委員会又は分科会など）がその内容にアクセシビリティに関わる事項を取り入れる場合の指針となる。この規格は、アクセシビリティに関する適切な要求事項及び推奨事項を立案する際に有用な指針である。また、この規格は、規格作成者を対象としているが、製造者、設計者、サービス提供者及び教育者といった人々に対しても有用な情報を含んでいる。

この規格は、2003年に発行された“高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針”（以下、旧規格という。）の第2版であり、“規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針”に改正している。この規格は、2003年以降の考察及び実践の進展を考慮して、よりインクルーシブ（包括的）な視点を取り入れている。この第2版では、この規格の使いやすさの改善と更なる普及も目指している。

この規格は、旧規格と同様に、多様なユーザーニーズに合ったシステム開発を支援するために標準化機関が立案する方策の一部となることを意図している。

全ての人々が、年齢、身体の大きさ又は能力にかかわらず、できる限り多様なシステムにアクセスする手段をもつことは、社会全体にとって重要な目標である。アクセシビリティに関して多様なニーズのある人々（高齢者、子供、能力が低下した人々、障害のある人々など）の数が増大するにつれて、システムへのアクセシビリティ及びユーザビリティの課題は、より切実になっている。

個人の能力及び特性によって、人々のアクセシビリティに関するニーズは様々に異なり、一人の人生においても、子供から大人へと成長し、高齢になる過程でニーズは変容していく。機能障害には、永続的なもの、一時的なもの、又は日々変化するものがあり、また、それらが十分には認識されないことがある。

さらに、個々の制約が、軽微なものであっても、それらが組み合わされると、個人がシステムを利用するに当たり重要な問題を引き起こす場合がある。この問題は、システム開発の過程で、ユーザーアクセシビリティニーズ及びアクセシビリティに関わる要求事項が認識されなかった場合に特に顕著となる。アクセシビリティの要求事項に配慮した規格は、より多くのユーザーにとって利用可能なシステムの開発を促進することができる。

情報通信技術及び建築環境に関わるアクセシビリティ規格の作成は、世界中で大きく進展したが、他の分野に関連するアクセシビリティ規格の作成は、必ずしも同様に進んではいない。しかし、国内及び国際的な反差別法〔日本においては、2013年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別